

平成28年3月29日

060-0908

札幌市東区北八条東1丁目1-40

金子 快之 様

〒950-0965

新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル7階

弁護士法人新潟第一法律事務所（法人受任）

TEL025-280-0862 FAX025-280-1112

株式会社新潟日報社

代理人 弁護士 和田 光 弘

同 弁護士 大橋 良 二



回 答 書

当職らは、株式会社新潟日報社（以下「依頼会社」といいます。）の代理人として、貴殿からの平成28年3月16日のお問い合わせに対する依頼会社の見解について、以下のとおり、ご回答申し上げます。

記

1 事実関係について

依頼会社において、坂本本人からご指摘のあった書き込み（以下「本件書き込み」という。）に関して聴取致しました。坂本によると、多数の書き込みを行ったので、本件書き込みを行った記憶はなく、すでに自らの書き込みを削除しているため、現在は確認することもできない状況ですが、被害者の方が自分の書き込みであると指摘されるのであれば、自分が書き込んだ可能性を否定できない、との

ことでした。

依頼会社としては、金子様からのご指摘及び上記坂本からの聴取内容に照らすと、坂本が金子様に対し不適切な書き込みを行ったものである、との認識です。

2 依頼会社の見解について

坂本の書き込みについては、極めて不適切な行為であり、不快な思いをされた関係者の皆さまには深くお詫び申し上げます。

すでに依頼会社においては、会員制交流サイト（SNS）などの運用基準や指導體制をさらに強化するとともに、全社員を対象とした研修を開催するなどして、社員教育を徹底し、再発防止に取り組んでおります。

その他、依頼会社としましては、個別の謝罪その他の対応を行う予定はございません。

以上をもちまして依頼会社のご回答となりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、依頼会社からの回答が遅くなり、大変申しわけございませんでした。

なお、本件については、当事務所が対応窓口となりますので、以後、ご連絡等がございましたら、当職ら宛てにご連絡くださるようお願いいたします。

以 上

追跡番号 (郵便物貼付用)
169-10-21854-4
配達日 3/31 10:44 保管 32
配達担当者 松本 卓也
トピル 3F. 本館

4月4日
夕方再配達
(17時~19時)

札幌市東区北八条東一丁目
一四〇

金子
快之
様



配達証明



平成28年3月29日



弁護士法人
新潟第一法律事務所
Niigata Daiichi Law Office

弁護士 和田光弘
弁護士 大橋良二

〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル7階

電話 (025) 280-1111 (代表)
FAX (025) 280-1112

NIPPON
★430
新潟県庁内
NIGATA
KENCHONAI
〒950-0965
28
16.03.29